

1) 品目名：溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品

【前提条件】

一般廃棄物溶融固化物として発生する溶融スラグをプレキャストコンクリート製品の細骨材として用いる製品を対象とする。ただし、本県において溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品について、当面は、不慮の事故発生時の交換等の対応が可能な製品とする。

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<ol style="list-style-type: none">1 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。2 製品または原材料が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。<ol style="list-style-type: none">(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素及びふっ素(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質
規格に関する基準	<ol style="list-style-type: none">1 使用する溶融スラグは、「秋田県溶融スラグ使用基準」（令和5年4月 秋田県建設部）に適合していること。2 無筋コンクリート製品は、J I S A 5 3 7 1（プレキャスト無筋コンクリート製品）に準じていること。3 鉄筋コンクリート製品は、J I S A 5 3 7 2（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）に準じていること。4 無筋・鉄筋コンクリート製品については、J I S A 1 1 4 8（コンクリートの凍結融解試験方法）のA法により耐凍害性を確認していること。 ただし、加圧・振動締固めによる即時脱型方式で製造された製品であって、上記試験を行わない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	<p>原材料として溶融スラグを細骨材全体のうち20%以上かつ40%以下（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率に当てはまらない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成16年9月13日制定

平成17年2月24日改定（耐凍害性確認を追加：平成17年4月1日から適用）

平成19年8月30日改定（「秋田県溶融スラグ使用基準」への適合を明記）

平成22年2月24日改定（即時脱型方式製品に関するただし書の追加）

令和6年8月29日改定（前提条件に関するただし書の一部修正）